

綾瀬市の市章等利用に関する事務処理要領

1 趣旨

この要領は、綾瀬市（以下「市」という。）の市章等利用に関する事務処理について、必要な事項を定める。

2 定義

この要領において「市章等」とは、市が定める市章、市の木「やまもみじ」・花「ばら」・鳥「カワセミ」の図をいう。

3 利用できる事業

次のいずれかに該当する場合を除き、市章等を利用できるものとする。

- (1) 営利目的のもの。ただし市名産品及び市商工会推奨品に関するものはこの限りでない。
- (2) 特定の政治活動、宗教活動に係るもの。
- (3) その他市長が適当でないと認めるもの。

4 手続き

市章等を利用しようとする団体の代表者（以下「代表者」という。）は、事前に綾瀬市市章等利用票（第1号様式）を市長に提出する。ただし、市及び市教育委員会の共催・後援事業等については省略できる。

5 承認

市長は、申し込みを受けたときは速やかに内容を審査し、承認・不承認について代表者に告知する。承認後に条件等が遵守されない場合は、承認を取り消すことができる。

6 所管等

承認の事務は広報担当課において行う。

7 旧様式の廃止

綾瀬市ロゴ・マーク等利用票（平成20年12月25日実施）は廃止する。

8 その他

この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

9 施行日

この要領は、平成24年1月1日から施行する。

(第1号様式)

綾瀬市市章等利用票

年 月 日

綾瀬市長 あて

所在地
団体名
代表者
連絡先

次のとおり申し込みます。

事業等の名称	
事業等の趣旨	
実施期間	年 月 日 ~ 年 月 日
実施場所	
対象者	
利用する図案 (○を付ける)	市章  市の花  市の木  市の鳥 
その他	